令和5年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

	ページ
I	新かながわグランドデザイン (仮称) 素案について ・・・・・・・・・・・・・・ 1
П	第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)素案について8
Ш	「かながわ教育大綱」(素案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
IV	「神奈川県学校教育等情報化推進計画」(素案)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V	令和4年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について 24
VI	「かながわ読書のススメ〜第五次神奈川県子ども読書活動推進計画〜」 (素案) について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I 新かながわグランドデザイン(仮称)素案について

1 趣旨

- ・ 2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の 高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は 900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化してい くことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題 をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、で きる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共 有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定することとし、新かながわグランドデザイン(仮称)素案を作成した。

2 経緯

- ・ 令和5年10月16日から11月15日まで、新たな総合計画骨子に対する意 見募集等を行った。
- ・ 令和5年11月21日に開催した神奈川県総合計画審議会で、新かながわグランドデザイン(仮称)素案(案)について審議し、了承された。

3 基本構想 素案の概要

※注)素案から新たに追加した項目に下線

策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の構成
- 4 神奈川の姿
- 5 基本構想の見直しの視点

第1章 基本目標(議決対象)

- 1 目標年次 2040 (令和22) 年
- 2 基本理念 「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する
- 3 神奈川の将来像
- (1) 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
- (2) 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
- (3) 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

第2章 政策の基本方向(議決対象)

- 1 2040年に向けた政策の基本方向
- (1) 将来に希望の持てる社会をつくります
- 国内外から選ばれ 持続的に発展する都市をつくります (2)
- (3)地球規模の課題に対して役割を果たします
- (4)誰もが自分らしく生きられる社会をつくります
- 安全・安心で持続可能な社会をつくります (5)
- (6) 多様な担い手との協働・連携を強化します
- (7) 市町村との協調・連携のもと 広域自治体の責任と役割を 果たします
- 2 政策分野別の基本方向
- (1) 子ども・若者・教育 (5) 共生・県民生活
- (2) 健康•福祉
- (6) 危機管理・くらしの安心
- (3) 産業・労働
- (7) 県土・まちづくり
- (4) 環境・エネルギー
- 3 地域づくりの基本方向
- (1) 基本的考え方
- (2) 地域政策圏
 - · 川崎·横浜地域圏 · 湘南地域圏
 - 県西地域圏
 - 三浦半島地域圏
 - 県央地域圏

第3章 基本構想の見直し

神奈川をとりまく社会環境

4 実施計画 素案の概要

県の重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などを 示す「プロジェクト」、県の政策の全体像を総合的・包括的に示す「主要 施策」などで構成する。

(1) 計画期間

2024 (令和6) 年度から2027 (令和9) 年度までの4年間

(2) 計画の構成

※注)素案から新たに追加した項目に下線

- 1 策定に当たって
- 2 めざすべき4年後の姿

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

- 3 プロジェクト
 - テーマ I 希望の持てる神奈川
 - PJ1 子ども・若者
 - ~子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ~
 - P J 2 教育
 - ~変化の激しい社会に適応できる柔軟で自立した人材の育成~
 - P J 3 未病・健康長寿
 - ~未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらせる社会~
 - PJ4 文化・スポーツ
 - ~心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会~
 - P J 5 観光·地域活性化
 - ~かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり~
 - テーマⅡ 持続的に発展する神奈川
 - PJ6 経済・労働
 - ~県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進~
 - P J 7 農林水産
 - ~地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現~
 - P J 8 脱炭素・環境
 - ~未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして~
 - テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川
 - P J 9 生活困窮
 - ~誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくり~
 - P J 10 共生社会
 - ~障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現~
 - テーマIV 安心してくらせる神奈川
 - P J 11 くらしの安心
 - ~くらしや経済活動をとりまく脅威から県民を守る~
 - P J 12 危機管理
 - ~災害に強いかながわをめざして~
 - テーマV 神奈川を支える基盤づくり
 - P J 13 都市基盤
 - ~持続可能な県土の形成をめざして~

- 4 神奈川の戦略
- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
- (2) 輝き続ける人生100歳時代の実現
- (3) ロボット共生社会の実現
- (4) マグネット・カルチャーの推進
- (5) グローバル戦略の推進
- 5 プロジェクトに関連する地域づくりの取組
 - 川崎・横浜地域圏 ・ 県央地域圏
- 県西地域圏

- 三浦半島地域圏
- 湘南地域圏
- 新かながわグラン<u>ドデザイン(仮称)とSDGs</u> 6
- 7 主要施策

政策分野別の体系

I 子ども・若者・教育 V 共生・県民生活

Ⅱ 健康・福祉

VI 危機管理・くらしの安心

Ⅲ 産業・労働

VII 県土・まちづくり

Ⅳ 環境・エネルギー

- 8 計画推進
 - (1) 計画推進のための行政運営
 - (2) 計画の進行管理
 - (3) 個別計画・指針
- 9 付属資料
 - (1) プロジェクトの指標・KPI
 - (2) プロジェクトと主要施策との関係
- 5 教育委員会関連のプロジェクト
- (1) 教育委員会がとりまとめ局となっているプロジェクト
 - PJ2 教育(参考資料2 13ページ)
 - ~変化の激しい社会に適応できる柔軟で自立した人材の育成~
 - <具体的な取組>
 - ・思いやる力や自立して生き抜く力、社会に貢献する力を育成 する学校教育
 - ・安心して快適に学べる教育環境の整備
- (2) 他局がとりまとめ局となり、教育委員会が関連局となっているプロジ エクト

- PJ1 子ども・若者(参考資料2 11ページ)
 - ~子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ~
 - <具体的な取組>
 - ・子育てに希望の持てる社会づくり
 - ・子ども・若者が希望を持てる社会づくり
- PJ3 未病・健康長寿(参考資料2 15ページ)
 - ~未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらせる社会~
 - <具体的な取組>
 - ・未病改善による健康寿命の延伸
 - ・地域包括ケアシステムの深化
- PJ4 文化・スポーツ (参考資料 2 17ページ)
 - ~心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会~
 - <具体的な取組>
 - ・誰もが文化芸術に親しむための取組の推進
 - 誰もがスポーツに親しむことのできる社会づくり
- PJ6 経済・労働 (参考資料 2 23ページ)
 - ~県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進~
 - <具体的な取組>
 - ・ 多様な人材の活躍促進
- PJ8 脱炭素・環境(参考資料2 27ページ)
 - ~未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして~
 - <具体的な取組>
 - ・多様な主体による取組の後押し
 - ・県庁による率先した取組
- PJ9 生活困窮(参考資料2 31ページ)
 - ~誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくり~
 - <具体的な取組>
 - ・子ども・若者が抱える困難に気づき、寄り添った支援につな げる拠点やしくみの整備
- PJ10 共生社会 (参考資料 2 33ページ)
 - ~障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現~
 - <具体的な取組>
 - ・障がい児・者とともに生きる社会の実現
 - ・多文化共生の推進
- PJ11 くらしの安心 (参考資料 2 37ページ)
 - ~くらしや経済活動をとりまく脅威から県民を守る~

<具体的な取組>

・交通事故の防止

PJ12 危機管理(参考資料2 39ページ)

~災害に強いかながわをめざして~

<具体的な取組>

・災害対応力の強化

6 骨子に対する県民意見募集等

(1) 実施期間

令和5年10月16日~令和5年11月15日

- (2) 実施方法
 - ・ 県民参加リーフレットの配架(県機関・市町村・高校・大学など)、 イベント・会議等で配布
 - 県のたより、ホームページ、SNSで情報発信
 - ・ 対話の広場で意見交換
 - 市町村職員との意見交換
 - ・ 県内全市町村に対し、文書による意見照会を実施
 - 神奈川県都市副市長会定例会で意見交換
 - ・ 「子育て支援」をテーマとした知事と当事者とのオンライン対話を 開催

(3) 意見数

448件(うち県民385件、市町村63件)

ア 性別・年代別の件数(回答があった方のみ)

男性	女性	合計
76	31	107件

10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
12	10	10	22	13	32	3	1	103件

イ 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
子ども・若者・教育	67	共生・県民生活	72
健康・福祉	17	危機管理・くらしの安心	117
産業・労働	37	県土・まちづくり	51
環境・エネルギー	24	計画全般 (その他)	63
		合 計	448件

7 今後の予定

12月 県民意見募集の実施

令和6年2月 第1回県議会定例会へ「基本構想」議案の提出、

「実施計画」(案)の報告

3月 「基本構想」及び「実施計画」の決定

Ⅱ 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)素案について

1 経緯

令和4年12月、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(以下「国総合戦略」という。)を策定したことを踏まえ、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第2期県総合戦略」)を見直し、新たに「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」(以下「第3期県総合戦略」)を策定する。

- 2 第3期県総合戦略策定の考え方
 - 地方創生を進めていくうえで、県が目指す理想像を地域ビジョンとして示す。
 - ・ 第2期県総合戦略の4つの基本目標の枠組みを維持し、これまでに根付いた課題認識や取組を継続するほか、現在策定を進めている「新かながわグランドデザイン(仮称)実施計画」の考え方や位置付けられた施策を反映する。
 - ・ 国総合戦略において、「デジタルの力を活用して地方創生を加速化・ 深化」するとされていることを踏まえ、デジタルを活用した取組を位置 付けるとともに、国総合戦略に位置付けられた教育や防犯・防災に係る 施策を取り入れる。
- 3 今後の予定

令和5年12月 市町村への説明及び意見交換を実施

県民意見募集を実施

令和6年1月 神奈川県地方創生推進会議で議論

2月 第1回県議会定例会に報告

3月 策定

第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)素案 <別添参考資料5、6参照>

神奈川県人口ビジョン(令和2年3月改訂)(以下「人口ビジョン」という。)で示した「克服すべき2つの課題」と「3つのビジョン」を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、人口減少と超高齢社会を力強く乗り越えていくため、令和6年度から令和9年度までの4年間に取り組む施策等を示すもの。

1 構成

- 第1章 基本的考え方
- 第2章 地域ビジョン(県がめざす理想像)
- 第3章 基本目標
- 第4章 具体的な施策
 - 1 各基本目標の施策
 - 2 本県の地方創生におけるデジタル活用の方向性
 - 3 本県の地方創生におけるSDGs (持続可能な開発目標)
- 第5章 推進体制

2 概要

(1) 基本的考え方

第3期県総合戦略は、人口ビジョンで掲げる3つのビジョンの実現を 積極的に進めていくため、新かながわグランドデザイン(仮称)実施計 画から人口減少社会や超高齢社会への対応という観点で施策を抽出し、 令和6年度から令和9年度の4年間の目標や施策の基本的方向を整理し たもの。

(2) 地域ビジョン(県がめざす理想像)

地方創生を進めていくうえで、地域がめざす理想像を示すことが重要であることから地域ビジョンを掲げることとする。

なお、新かながわグランドデザイン(仮称)基本構想で掲げる神奈川 の将来像と地方創生の考え方が共通していることから、基本構想で掲げ る神奈川の将来像を地域ビジョンとして設定する。

地域ビジョン1 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川

地域ビジョン2 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川

地域ビジョン3 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

(3) 基本目標

基本目標1 「しごと」をつくる

神奈川の成長力を生かした神奈川らしい成長産業の創出などに取り組むことにより、県内に魅力的なしごとの場をつくり、安定した雇用を生み出し、多様な人材が活躍して、多様で柔軟な働き方で一人ひとりが生き生きと働くことができる社会の実現をめざす。

<数値目標>

- ・実質県内総生産(第2次産業及び第3次産業)
- ・ 黒字企業の割合
- · 完全失業率《曆年》
- ・1人当たり月所定外労働時間《暦年》

基本目標2 新たな「ひと」の流れをつくる

神奈川のマグネット力を高め、観光の振興、地域資源を活用したプロジェクトを推進することで、ひとの流れをつくり、賑わいを創出する。また、将来の移住につながるよう、各地域のマグネット力を高め、地域活性化を図り、人を呼び込み、地域に住む人と人のつながりを創出し、定住人口の増加を図る。

<数値目標>

- 観光消費額総額《曆年》
- ・県西地域の社会増減数(2024年~2027年の累計)《暦年》
- ・三浦半島地域の社会増減数(基準年(2022年)に対する増減数)《暦年》
- 人口が転入超過の市町村数《暦年》

基本目標3 「ひと」を育てる(結婚・出産・子育ての希望をかなえる)

「子どもを生むなら神奈川 子育でするなら神奈川」の実現をめざし、結婚から育児までの切れ目ない支援や困難を抱える家庭・子どもへの支援などを通じて、安心して結婚、出産、子育でができる環境を整えるとともに、妊娠・出産などに関する知識の普及やライフキャリア教育を進め、若い世代の希望の実現を図る。また、神奈川の未来を担う子どもたちが変化の激しい社会に適応していけるよう、柔軟で自立した人材の育成を進める。

<数値目標>

- ・希望出生率の実現《暦年》
- 「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」に関する満足度(県民ニーズ調査)

- ・「自分はこうなりたい、こうしたい」という夢や希望を持てたと思 う生徒の割合(県立高校)
- ・将来の夢や目標を持っている児童の割合(公立小学校)・生徒の割合(公立中学校)

基本目標4 魅力的な「まち」づくり

既に超高齢社会が到来している中で、未病改善をはじめとした健康長寿の取組により元気に、高齢者が取り残されることなく安心して暮らし、文化芸術活動やスポーツに親しみ心豊かに生き生きと暮らすことでいつまでも活躍できるまちづくりを進め、超高齢社会を乗り越える社会システムを創る。また、人口減少局面に入ったことから、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会づくりを図ります。さらに、脱炭素社会の実現や、安全で安心なまちづくり、都市機能の集約化などの観点に立った持続可能な魅力あるまちづくりを進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりの実現をめざす。

<数値目標>

- 平均自立期間《曆年》
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について 「そう思わない」人の割合(県民ニーズ調査)
- ・「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について「そう思う」人の割合(県民ニーズ調査)
- ・「外国人と日本人が国籍、民族、文化の違いを理解し、認め合って ともに暮らすこと」を重要だと思う人の割合(県民ニーズ調査)
- ・県内の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比)
- ・「通勤・通学・買物など日常生活のための交通の便がよいこと」に関する満足度(県民ニーズ調査)

(4) 具体的な施策

ア 各基本目標の施策

基本目標1 「しごと」をつくる

中柱1 成長産業の創出・育成、産業の集積

小柱① 未病産業、最先端医療関連産業の創出・育成【政策局】

- 未病産業などの創出・拡大
- 最先端医療産業の創出・育成

小柱② ロボット関連産業の創出・育成

【政策局、福祉子どもみらい局、産業労働局】

- ロボットの社会実装
- 県内中小企業に対するロボット関連産業への参入支援

小柱③ 産業集積の促進【政策局、産業労働局】

- ・ 成長性の高いベンチャー企業の創出・育成
- ・ 県外・国外からの企業誘致、県内企業の投資促進
- ・ 工場立地のための土地利用に係る規制緩和の検討
- ・ 成長分野において地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進・支援
- ・ 県内産業界のイノベーション促進

中柱2 産業の活性化

小柱① 県内中小企業・小規模企業の活性化【産業労働局】

- ・ 早期に必要な対策を講じることによる中小企業の経営状況の改善
- 中小企業の経営革新の促進
- 中小企業の必要とする人材とのマッチング
- 中小企業の円滑な事業承継の促進
- 中小企業制度融資による着実な資金繰り支援
- 中小企業の海外展開の支援
- ・ デジタル化などの生産性向上に向けた取組の支援
- 商店街の集客力強化の支援

小柱② 農林水産業の活性化【環境農政局】

- ・ 新品種などの育成や品質・生産性を高めるスマート技術等の開発・普及
- 飼料生産基盤の強化
- ・ 養殖と海業の振興や水産資源の管理体制の強化
- ・ 生産基盤の整備や集団的な優良農地の保全、林道・漁港施設の 整備
- ・ 生産性向上のための機械・施設等整備の支援
- ・ 農林水産物のブランド力強化や付加価値の向上、利用拡大の促進
- ・ 県産木材の流通過程における認証制度の活用促進
- ・ 農林水産業の多面的機能や生産活動に対する県民の理解促進
- ・ 国際園芸博覧会を通じた県産農産物のPRによる県内外での需要拡大の推進

中柱3 就業の促進と人材育成

小柱① 多様な人材の就業・活躍支援

【福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局】

- キャリアカウンセリングや企業と求職者とのマッチングの場の 提供等による就業支援
- ・ 女性のライフステージに応じた就業支援
- ・ 障がい者雇用の場の確保

- 外国人材のための労働相談の充実・多言語化
- 外国人材の活躍支援

小柱② 産業を支える人材育成【環境農政局、産業労働局】

- 中小企業のリスキリングによる人材育成支援
- 農林水産業の多様な担い手の育成・確保
- デジタル化や産業構造の変化、技術革新に対応できる人材育成
- 外国人材の育成

小柱③ 多様な働き方ができる環境づくり【産業労働局】

- ・ 働き方改革に関するセミナーの実施
- ・ 仕事と生活を両立できる職場環境整備の促進
- ・ 多様な働き方が選択できる労働環境整備の促進
- ・ 安心して働ける労働環境の整備

基本目標2 新たな「ひと」の流れをつくる

中柱1 観光の振興

小柱① 観光資源の活用や観光客の受入環境整備【国際文化観光局】

- ・ 歴史的な建造物を会議会場等として活用するなどのMICEを 呼び込むための取組や、富裕層をターゲットとしたコンテンツづ くりなど観光消費につなげるための取組
- ・ 多様化する外国人のニーズに対応できる質の高いガイド人材の 育成
- ・ 外国人観光客の受入れ、観光DXや高付加価値化など新たな観光需要に対応した体制整備等による快適な旅ができる環境づくり 小柱② 国内外への戦略的プロモーション【国際文化観光局】
 - 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進
 - ・ 県内の市町村や観光協会、観光関連事業者などと連携したプロモーションの実施
 - ・ 様々なデジタルツール等を活用した情報発信

中柱2 地域資源を活用した魅力づくり

小柱① 県西地域活性化プロジェクトの推進【政策局、健康医療局】

- ・ 未病バレー「ビオトピア」などの拠点を活用した未病改善の実践の促進
- ・ 周遊促進などによる地域のつながり強化
- ・ 県西地域における移住・定住の促進

小柱② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進【政策局】

- ・ 観光の魅力を高める取組の推進
- ・ 「半島で暮らす」魅力を高める取組の推進

小柱③ かながわシープロジェクトの推進【政策局】

• 民間事業者と連携したかながわ海洋ツーリズムの取組

・ 神奈川の海の多彩な魅力を伝える「Feel SHONAN」ウェブサイト・SNSによる情報発信

小柱④ マグカルによる地域の魅力づくり【国際文化観光局】

- ・ 伝統的な芸能体験や子ども・若者が文化芸術に触れる機会の提供
- 文化芸術に関する情報発信

小柱(5) 水源地域の活性化【政策局】

水源地域の活性化と水源環境の理解促進

中柱3 移住・定住の促進

小柱① 移住の促進【政策局】

- 県内各地域の魅力発信
- 移住希望者への相談・支援
- 市町村の移住促進の取組への支援

小柱② 定住しやすい環境づくり【政策局、県土整備局】

- ・ 人と人とのつながりを創出する機会や場の提供
- ・ 地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成
- ・ 多世代居住のまちづくりの推進

基本目標3 「ひと」を育てる(結婚・出産・子育ての希望をかなえる)

中柱1 結婚・出産の支援

小柱① 若い世代の経済的安定と結婚の希望をかなえる環境づくり 【福祉子どもみらい局、産業労働局】

- 若者の就業支援
- 市町村等と連携した結婚支援

小柱② 妊娠・出産を支える社会環境の整備【健康医療局】

- ・ 市町村等と連携した妊娠期からの伴走型相談支援・産後ケアの 充実
- ・ 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育
- ・ 産科医等の確保・育成
- ・ 周産期救急医療提供体制の整備・充実

中柱2 育児の支援

小柱① 子育てを支える社会の実現

【福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、

教育局】

- 「かながわ子育て応援パスポート」の拡大
- ・ 保育環境の充実
- 保育士確保対策
- ・ 市町村と連携した保育所など多様な教育・保育サービスの充実

- 小学生の放課後対策の充実
- ・ 「子育てパーソナルサポート」による子育て支援情報の発信
- 小児救急医療体制の整備・充実
- ・ 育児のための休暇制度の創設や男性育児休業取得促進などに取り組む中小企業を支援
- ・ 県営住宅における子育て世帯の入居促進

小柱② 困難を抱える家庭への支援【福祉子どもみらい局、教育局】

- ・ 子ども・若者の居場所や見守り拠点の整備
- 高校生等への就学支援の充実
- ・ ひとり親家庭の自立支援

小柱③ 困難を抱える子どもへの支援

【福祉子どもみらい局、教育局】

- 子どものいのちを守るための体制強化
- ・ 里親等への委託
- ・ 社会的擁護が必要な子どもたちの目線に立った権利擁護
- ・ 市町村や小児医療機関などと連携した医療的ケア児やその家族 への支援
- ・ 子どもたちの声をきく機会の創出
- ・ ICTを活用したいのちの相談支援
- ・ SNSの活用を含む子ども・若者への相談支援
- ・ ケアリーバーの自立に向けた支援
- ヤングケアラーの相談支援
- ・ 様々な困難を抱える児童・生徒への対応

中柱3 柔軟で自立した人材の育成

小柱① 将来を支える人材の育成【教育局】

- ・ キャリア教育の充実
- シチズンシップ教育の推進
- ・ 理数教育の推進
- ・ 生徒の個性や能力を伸ばすための県立高校専門学科などにおけ る質の高い教育の充実
- ・ グローバル人材の育成

小柱② 共生社会の実現に向けた人材の育成【教育局】

- インクルーシブ教育の推進
- 「いのちの授業」のさらなる普及

小柱③ 教育環境の整備【教育局】

- ・ 1人1台端末を活用した教育活動
- 「かながわティーチャーズカレッジ」などによる教員の確保
- ・ 外部人材や校務DXの推進等による教員の働き方改革の推進
- コミュニティ・スクールの推進

・ 県立学校の計画的な老朽化対策や施設の更新

基本目標4 魅力的な「まち」づくり

中柱1 いつまでも活躍できるまちづくり

小柱① 健康長寿のまちづくり

【政策局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局】

- ・ 子どもの未病改善
- ・ 女性の未病改善
- ・ 働く世代の未病改善
- ・ 未病センターや県立都市公園など身近な場所で未病を改善する 場の提供や環境づくり
- 未病バレー「ビオトピア」を活用した未病の総合的な普及啓発
- ・ 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起 こすことができる人材の育成
- オンライン診療の導入など医療DXの推進
- ・ 健康情報の活用による効果的な施策の推進
- がん対策や循環器病対策の推進
- ・ 地域医療に従事する医師の育成や看護師の研修等による人材確保
- ・ かかりつけ医の推進などによる上手な医療のかかり方の推進 小柱② 高齢者が安心できるまちづくり

【政策局、福祉子どもみらい局、健康医療局、県土整備局】

- 保健・医療・福祉人材の育成・確保
- ・ 地域の特性を生かした支援を行う人材の育成
- 福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり
- 健康団地の取組の推進
- ・ 介護ロボット・ICTの導入による介護保険サービスの適切な 提供のための基盤づくり
- ・ 高齢者が孤立しないコミュニティづくりの推進
- 訪問看護推進の支援・在宅医療介護連携の支援
- ・ 「地域密着型サービス」の提供の促進
- 認知症未病改善の拠点整備
- 若年性認知症の人の自立支援ネットワークの構築
- 認知症本人やその家族を地域で支えるしくみづくりへの支援
- 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開
- ・ 「住民主体の通いの場」等の活用によるフレイル対策、オーラルフレイル対策、認知症未病改善の取組
- ・ 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援

小柱③ 教養・文化に親しむ環境づくり【国際文化観光局、教育局】

- 共生共創事業
- ・ 県民の学びの支援の推進
- 県立文化施設や県立社会教育施設の機能充実

<u>小柱④ スポーツに親しむまちづくり</u>【スポーツ局、教育局】

- ・ 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進
- ・ スポーツ活動を拡げる環境づくりの推進
- ・ スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

中柱2 誰もが活躍できるまちづくり

小柱① 悩みを抱える方へ寄り添うまちづくり【福祉子どもみらい局】

- ・ 配偶者等からの暴力被害者や困難な問題を抱えた女性等への支援
- ・ 孤独・孤立対策に関する県民理解の増進
- ・ ひきこもり当事者等への相談支援及びメタバースを活用した社 会参加支援
- ・ 困窮者に向けたSNS等を通じた様々な相談窓口や支援制度の 情報発信
- ・ 市町村における包括的な支援体制の構築支援や関係機関と連携 した自立相談支援の体制強化
- 若年無業者への相談支援の充実

小柱② ジェンダー平等で多様な人が活躍できるまちづくり

【福祉子どもみらい局】

- ・ 性別にかかわりなく意思決定過程に参画するための企業、団体 等の意識改革
- ライフキャリア教育など若年層をはじめとした意識啓発
- ・ 家庭・地域活動への男性の参画促進
- ・ 育児・介護等の社会的な基盤整備

小柱③ 障がい者が活躍できるまちづくり

【福祉子どもみらい局、県土整備局】

- ・ メタバース等を活用した共生の場の創出
- ・ 障がい児・者への理解の浸透に向けた取組
- ・ 地域生活移行を支える人材の育成・確保
- ・ 障がい者が安心して生活できる環境の推進
- ・ 障がい者の意思決定支援の普及・定着に向けたしくみの整備 小柱④ 外国人が活躍できるまちづくり

【国際文化観光局、福祉子どもみらい局、産業労働局、教育局】

- 多文化理解や国際交流の推進
- ・ 外国籍県民が安心してくらせる環境の整備
- ・ 留学生へのニーズに応じた支援

中柱3 持続可能な魅力あるまちづくり

- 小柱① 脱炭素社会の実現【環境農政局、産業労働局】
 - 事業者の脱炭素化の促進
 - ・ 住宅の省エネルギー化の促進
 - ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
 - 人流・物流の脱炭素化の促進
 - ・ 再生可能エネルギーの導入促進
 - ・ 脱炭素化に資する新たな技術等の実用化に向けた研究開発・実 証等の促進
 - 森林や海洋での吸収源対策
 - 循環型社会の実現に向けた取組
- 小柱② 安心して暮らせるまちづくり

【くらし安全防災局、県土整備局、企業局、警察本部】

- ・ サイバー空間の安全・安心を確保するための被害防止対策の推 進
- 防犯対策などの情報発信や普及啓発、防犯活動を担う人材育成
- ・ A I を活用した交通指導取締りの推進
- ・ 特性や社会のニーズに応じた交通安全教育や広報啓発活動の推 進
- A I や民間委託を活用した交通安全施設整備の推進
- ライフステージに応じた消費者教育の推進
- 防災DXの推進
- ・ 消防団・自主防災組織の対応力強化
- ・ 遊水地や流路のボトルネック等の整備や土砂災害防止施設の整備・維持管理、上下水道施設・民間大規模建築物などの耐震化な どの取組の推進
- 小柱③ 交通ネットワークの充実と魅力あふれるまちづくり

【政策局、総務局、環境農政局、福祉子どもみらい局、

県土整備局、企業局、警察本部】

- バリアフリーのまちづくりの推進
- 老朽化が進む県営住宅の建替えや住宅確保要配慮者の居住の安 定確保
- ・ 地域の実情に応じた都市機能の集約化などの推進
- ・ 県有地・県有施設の有効活用
- ・ 地域の新たな拠点づくりや地域の特色を生かしたまちづくり
- 自動車専用道路網や交流幹線道路網の整備、既存道路の有効活用
- ・ 鉄道ネットワークの充実強化や安定輸送の確保
- ・ 市町村や交通事業者などと連携したスマートモビリティ社会の

実現に向けた取組

• A I などのデジタル技術等を活用したインフラ施設の戦略的なメンテナンス

イ 本県の地方創生におけるデジタル活用の方向性

国総合戦略のデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるという考え方を踏まえ、各基本目標にデジタルを活用した取組を位置付けている。各基本目標に位置付けたデジタルを活用した取組を、現在策定中の「神奈川DX計画」の「くらしのデジタル化」の施策体系に沿って整理している。

ウ 本県の地方創生におけるSDGs (持続可能な開発目標)

県の地方創生の取組は、新かながわグランドデザイン(仮称)と同様に、SDGsの理念と軌を一にするものである。地方創生の取組を進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざすことで、SDGsの目標である世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献していく。

Ⅲ 「かながわ教育大綱」(素案)について

1 趣旨

- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法」という。) に基づく、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、「かながわ教育大綱」(以下「大綱」という。)を策定している。
- ・ 直近の大綱は、令和元年7月に策定したが、新型コロナウイルス感染 症の感染拡大やデジタル技術の進展など、県を取り巻く社会環境の変化 などを踏まえ、改めて大綱を策定する。

2 経過

令和5年11月7日 令和5年度第1回県総合教育会議*において、大綱 (素案)を協議

※ 法により設置する、知事と教育委員会で構成する会議

3 大綱 (素案) の概要

柱	新たな要素 (主なもの)
1 「いのち」を大切にする心を育む教育の推進	夢や希望、明るい未来の設計図
2 生きる力を育み、学び高め合う 学校教育の推進	<u>持続可能な社会の創り手の育成</u> 、 情報活用能力の育成
3 豊かな学びを支える教育環境づくり	教育DX、フリースクール、 子ども目線、子どもの意見表明
4 子ども・子育て、家庭教育への支援	<u>子ども食堂、ヤングケアラー</u>
5 様々な学びを通じた地域の教育 力の向上	(既存の取組を継続)
6 文化・芸術やスポーツ活動など 人生 100 歳時代の生涯学習社会に おける人づくりへの支援	(既存の取組を継続)

- 4 令和5年度第1回県総合教育会議(11月7日開催)における主な意見
 - ・ インクルーシブな教育、「ともに生きる」神奈川の実現に向けては、 様々な方と考え方を共有していくことが重要。

- ・ 地域のサステナビリティや県民一人一人のウェルビーイングの向上を 図っていくためにも、社会教育施設の充実や、地域コミュニティで学習 や社会参加の機会を提供することなどが必要。
- ・ 「ウェルビーイングの向上」という言葉もあるが、本県が以前から掲 げてきた「いのち輝く」「子ども目線で物を考える」ということは、ウ ェルビーイングとほぼ同義である。
- ・ 日本の子どもたちは、自己肯定感が低いにも関わらず、助けを周りに 求められないと言われており、「子どもの意見表明」では、まずシンプ ルに、苦しいときは助けてと言えるようにすることが大事。
- ・ 様々な課題を抱えた子どもたちへの対応について、教員だけで背負う ことのないよう、引き続き、スクールソーシャルワーカーやスクールカ ウンセラー等の拡充が必要。
- ・ 大綱に記載した取組を実現していく上では、教員の働き方改革についてもしっかり取り組んでいく必要がある。
- ・ 時代の大きな変革の中で、学校制度を俯瞰して見つめ直す必要がある が、その時、子ども目線で考えることが必要。居場所、居心地が良い環 境を作るといった発想を、これからもっと前面に出していく必要がある。

5 今後の予定

令和6年2月 令和6年第1回県議会定例会へ案の報告 3月 「かながわ教育大綱」の策定

IV 「神奈川県学校教育等情報化推進計画」(素案)について

1 背景

県教育委員会は、「ICT推進指針」を策定し、県立学校及び県立社会教育施設等のネットワークや情報機器等の環境整備に取り組んできた。

国は、すべての児童・生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、「学校教育の情報化の推進に関する法律」を公布した。この法に基づく国の「学校教育情報化推進計画」が、令和4年12月に策定された。法により、都道府県は国が示す計画を基本として、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとしている。

2 位置付け

本計画は、法に基づく県教育委員会の学校教育情報化推進計画として位置付ける。

また、本計画は「ICT推進指針」を統合し、県教育委員会の「神奈川 県学校教育等情報化推進計画」(以下「情報化推進計画」という。)とし て一元化する。

3 計画期間

令和6年度~令和10年度

4 情報化推進計画(素案)の概要

(1) 構成

今後の学校教育等の情報化の方向性について、「現状と課題」、「基本的な方針・施策」について項立てをし、次の5つの観点で計画を作成する。

- ア 児童・生徒の資質・能力
- イ 教職員のICT活用指導力
- ウ 学校のICT環境整備
- エ 働き方改革とICT推進体制
- オ 社会教育施設のICT環境整備

(2) 基本方針・施策

ア 児童・生徒の資質・能力

・ ICTを積極的に活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」 を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた 授業改善に取り組む。

イ 教職員のICT活用指導力

- ・ 児童・生徒の情報活用能力育成のため、ICT活用指導力の向上 を図る。
- 1人1台端末やアプリケーション、データの活用を高める研修等 の充実を図る。

ウ 学校のICT環境整備

- ・ すべての児童・生徒及び教職員が快適にICTを活用できる環境 を整備する。
- 安全にICTが活用できるルール等を整備する。

エ 働き方改革とICT推進体制

- ・ ICTを活用した校務効率化をより一層進め、教職員が児童・生 徒と向き合う時間等を確保する。
- ・ 校務DXを推進するため、安定的・継続的な支援ができる体制づくりを進める。

オ 社会教育施設のICT環境整備

・ 県立社会教育施設に必要な情報システム等の改善、運用を行い、 県民サービスの向上を図る。

5 県民意見募集について

「情報化推進計画」(素案)については、令和5年12月下旬から30日間の期間で県民意見募集を実施する予定であり、寄せられた意見等を踏まえて「情報化推進計画」(案)を作成する。

6 今後の予定

令和5年12月 県民意見募集を実施

令和6年3月 「情報化推進計画」(案)を文教常任委員会に報告 「情報化推進計画」(案)を教育委員会会議に報告の上、 決定 V 令和4年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

1 調査の概要

(1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

(2) 調査対象

県内公私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校 及び特別支援学校の全校

(3) 調査方法

令和4年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

2 公立学校の調査結果

(1) いじめについて

令和4年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より7,252件多い、38,087件のいじめを認知した。内訳は、小学校で6,099件の増加、中学校で1,095件の増加、高等学校で51件の増加、特別支援学校で7件の増加であった。(【図1】参照)

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知した結果と評価でき、その解消に向けて取り組んでいる一方、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたということも事実であり、教育委員会として重く受け止めている。

いじめの認知件数の増加については、児童・生徒にコミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から6件増加の14件(小9件、中5件、高0件、特0件)であった。

いじめの認知(発生)件数の推移(公立学校) (件) 40,000 計:38,087件(+7,252) 35,000 小:31,869 件(+6,099) 30,000 中:5,917件(+1,095) 25,000 高:200件(+51) 20,000 特支:101件(+7) 15,000 10,000 5,000 H30年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 RI工匠 H23年度 1,998 3,908 3,870 3,834 10,607 15,680 20,155 22,782 19,287 25,770 31,869 小学校 1.992 5.030 - 中学校 2,358 2,157 2,729 2,708 2,304 2,554 3,459 3,907 4,661 5,114 3,619 4,822 5,917 116 124 252 190 266 226 199 268 230 255 94 149 200

106

110

14,375

142

60

28,245

61

94

101

特別支援学校

28

10

36

51

6,819

75

【図1】いじめの認知件数の推移(公立小・中・高・特別支援学校)

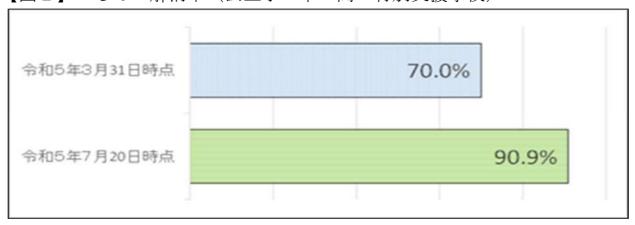
次に、いじめの解消状況について、平成30年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点(夏季休業前)での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

学校が、積極的に認知したいじめについて、年度を越えるケースについても、情報を引き継ぎ、指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。

学校では、チームでの対応を基本として、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

【図2】いじめの解消率(公立小・中・高・特別支援学校)



さらに、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。(【図3】参照)

SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐためには、学校での情報 モラル教育の指導とともに、保護者と連携・協力し、家庭内のルールづ くり等について充実を図ることが重要である。また、ICT機器活用の ルールについては、発達段階に応じて、修正したり見直したりしながら、 児童・生徒と一緒に考えていくことが大切である。

【図3】いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数(公立小・中学校)

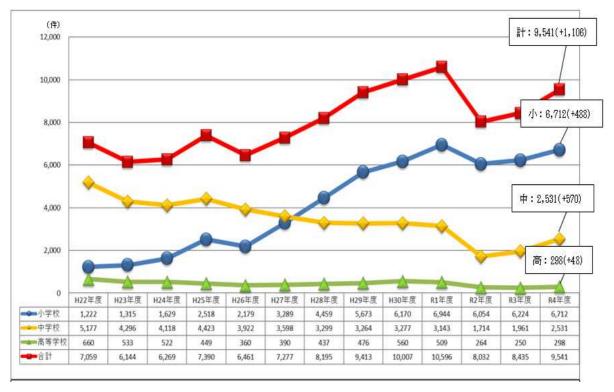


(2) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和4年度の暴力行為の発生件数は、 前年度より1,106件増加し9,541件であった。内訳は、小学校で488件の 増加、中学校で570件の増加、高等学校で48件の増加であった。(【図4】 参照)

暴力行為の発生件数の増加については、いじめと同様に、児童・生徒にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールできるスキルが身に付いていない傾向があることが、一因であると考えられる。

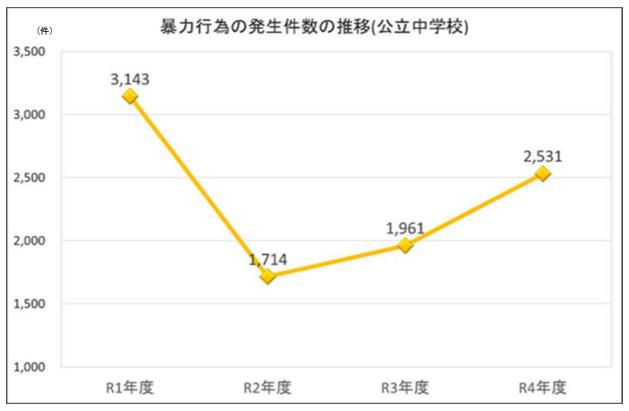
【図4】暴力行為の発生件数の推移(公立小・中・高等学校)



また、中学校での暴力行為の発生件数については、平成25年度から7年間減少していたが、前年度に続き増加している。(【図5】参照)

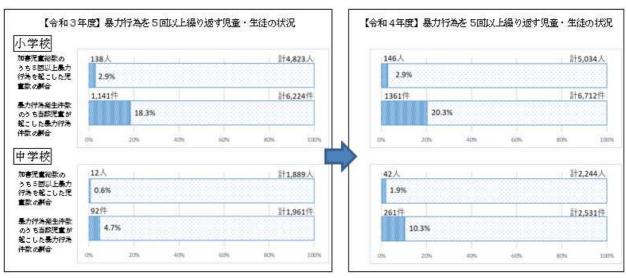
暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではなく、引き続き、 暴力行為の未然防止と起こった行為への毅然とした対応に努める必要が ある。

【図5】暴力行為の発生件数の推移(公立中学校)



さらに、小・中学校では暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒が起こした暴力行為の件数も、令和3年度に比べ、小学校では220件、中学校では169件の増加であった。(【図6】参照)

【図6】暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の状況(公立小・中学校)



暴力行為は、子どもたちのSOSのサインの一つである。学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童相談所や県警察の少年相談・保護センターなどの関係機関と連携しながら、

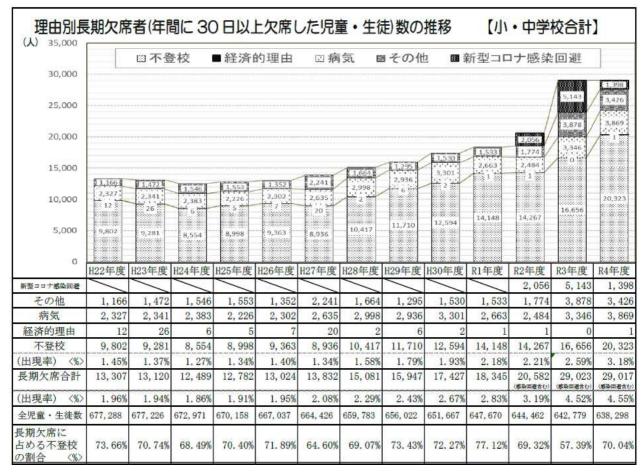
指導・支援に粘り強く取り組んでいくことが重要である。SOSを出せない子どもたちを含む全ての子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、プッシュ型面談などにより医療、福祉のアウトリーチにつなぐ取組を、引き続き推進していく必要がある。

(3) 長期欠席・不登校について(公立小・中学校)

公立小・中学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染 回避を含み、前年度より6人減少し、29,017人であった。長期欠席者の うち、不登校の児童・生徒数は、前年度より3,667人増加し20,323人で あった。(【図7】参照)

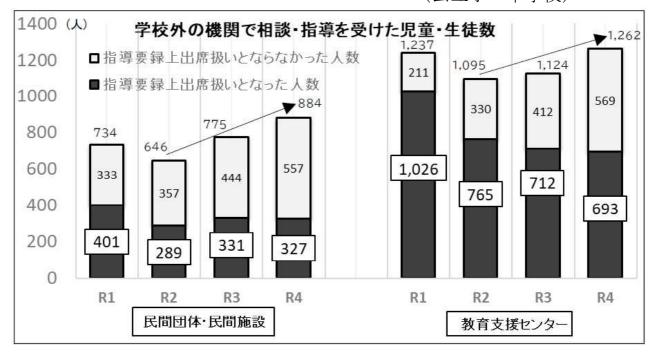
長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で人間関係を築くなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったこと等が、背景として考えられるが、不登校の児童・生徒数の増加は、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得る」、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも考えられる。

【図7】理由別長期欠席者(年間に30日以上欠席した児童・生徒)数の 推移(公立小・中学校)



次に、学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数は、コロナ禍の令和2年度に減少したが、令和3年度以降、再び増加している。特に、フリースクール等を含む民間団体・民間施設での相談・指導については、令和2年度から令和4年度にかけて、約37%増加している。市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等の、学校外の学びの場と連携し、子どもたちの社会的自立に向け、多様で柔軟な支援の機会を提供することが大切である。(【図8】参照)

【図8】学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数の推移 (公立小・中学校)



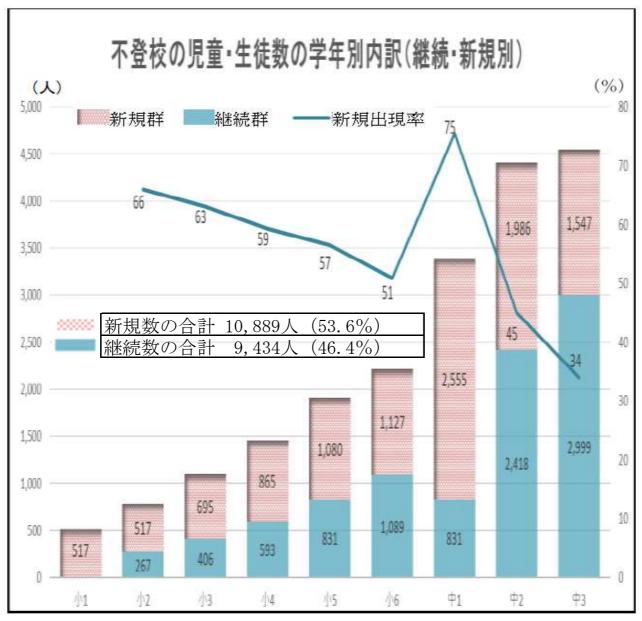
また、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、新たに不登校になった児童・生徒数は10,889人であり、その内、中学校1年生では、新たに不登校になった児童・生徒が2,555人と大幅に増加している。

(【図9】参照)

不登校の未然防止を図るうえで、児童・生徒にとって魅力のある学校 をめざした取組を進めることは重要である。

また、中学校1年生で新たな不登校を生まないよう、学区の小学校と 定期的に情報共有を行い、個の引き継ぎとともに、児童が在籍していた 集団(学級や学年)の引き継ぎを意識することが大切である。

【図9】不登校の児童・生徒数の学年別内訳(継続・新規別)



(4) 長期欠席・不登校について(公立高等学校)

公立高等学校における長期欠席者数は、新型コロナウイルスの感染回避を含み、前年度より1,154人増加し、8,942人であった。長期欠席者のうち、不登校の生徒数は、前年度より726人増加し、3,629人であった。

(【図10】参照)

新型コロナウイルス感染症の拡大した令和2年度以降、長期欠席者数、不登校の生徒数はともに増加している。不登校はどの生徒にも起こり得るという認識のもと、引き続きプッシュ型面談等を通じて、困難を抱える生徒を早期に把握し、専門人材であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた「チーム学校」で、生徒一人ひとりに応じた支援を行っていく必要がある。

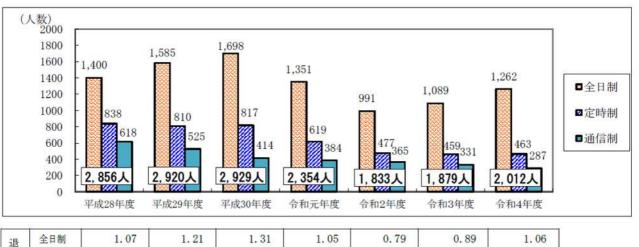
【図 10】理由別長期欠席者数の推移 (公立高等学校全日制・定時制合計)



(5) 中途退学者について

公立高等学校における中途退学者数は、2,012人であった(全日制は173人増加、定時制は4人増加、通信制は44人減少)。中途退学率については、全日制・定時制は上昇し、通信制では下降した。(【図11】参照)各学校では、高等学校入学前の学校選択の段階から、教育活動や特色等の広報を積極的に行うとともに、入学後の早い段階から生徒一人ひとりの状況を把握し、より丁寧な支援や指導を行っていくことが重要である。

【図 11】公立高等学校における中途退学者数の推移 (全日制・定時制・通信制別)



(6) 全国における本県の状況について(国・公・私立学校)

ア いじめ (小・中・高・特)

認知件数4番目:1,000人あたりの件数29番目 <前年度認知件数5番目:1,000人あたり31番目>

イ 暴力行為(小・中・高)

発生件数1番目:1,000人あたりの件数11番目 <前年度発生件数1番目:1,000人あたり9番目>

ウ 不登校(小・中)

児童・生徒数2番目:1,000人あたりの人数20番目 <前年度児童・生徒数3番目:1,000人あたり24番目>

エ 不登校(高校)

生徒数3番目:1,000人あたりの人数15番目 <前年度生徒数3番目:1,000人あたり20番目>

3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

- (1) かながわ元気な学校ネットワークの推進(平成23年度~) 子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべ ての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、 保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進す る。
- (2) 「いのち」の授業の推進(平成24年度~)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、 人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもた ちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心 ふれあう教育の推進を図る。

- (3) 学びをつくる (魅力ある学校づくり)
 - ア かながわ学びづくり推進地域研究委託事業(平成19年度~) 市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる 授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児 竜・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

イ 学級経営支援事業(平成27年度~)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、 問題行動等の未然防止を図る。

ウ 小学校高学年教科担任制推進事業(令和4年度~)

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

エ 教育相談コーディネーターの養成・配置(平成16年度~)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として配置し、全公立学校でのさらなる活用を図る。

(4) 学びを支える(関係機関との連携)

ア 「かながわ子どもサポートドック」(令和5年度~)

学校を支援のプラットフォームとし、スクリーニング等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を推進する。

イ 県学校・フリースクール等連携協議会(平成17年度~)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

ウ 相談窓口の充実(平成6年度~)

総合教育センターに電話相談窓口として「24時間子どもSOSダイヤル」、SNSを活用した相談として開設した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和5年度より「中高生SNS相談@かながわ」に名称を変更して実施し、多様な相談窓口の充実を図る。

エ スクールカウンセラー活用事業(平成7年度~)

【令和5年度の配置状況】

中 学 校:全中学校に配置(政令市は独自に配置)

小 学 校:中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

高等学校:全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置

スクールカウンセラースーパーバイザー: スクールカウンセラーへの指導・助言のため、教育局に配置。

スクールカウンセラーアドバイザー:スクールカウンセラーの相談 業務を支援するため、教育事務所等に配置。

オ スクールソーシャルワーカー活用事業 (平成21年度~)

【令和5年度の配置状況】

小・中学校:4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)

高 等 学 校:全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー:スクールソーシャルワーカーへの指導・助言のため、教育局に配置。

スクールソーシャルワーカーアドバイザー:スクールソーシャルワーカーの相談業務を支援するため、令和5年度から新たに教育事務所に配置。

- (5) 社会とつながる (家庭・地域との協働)
 - ア かながわ子どもスマイル (SMILE) ウェーブ (平成23年度~) 平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル (SMILE) ウェーブ地域フォーラム」を開催し、元気な学校づくりに向けた児童・生徒の主体的な取組を推進する。
 - イ 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進(平成29年度~) 保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」 づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の 豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会 によるコミュニティ・スクールの導入や内容の充実を図る。

VI 「かながわ読書のススメ〜第五次神奈川県子ども読書活動推進計画〜」 (素案)について

1 経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条において、都道府県は子どもの読書活動推進計画の策定に努めるものとされており、本県では、平成16年1月に「かながわ読書のススメ〜神奈川県子ども読書活動推進計画〜」を策定し、以降、5年ごとに策定している。

こうした中、国は令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次計画)」を策定し、県の第四次計画期間が令和6年3月で終了することから、今年度中に第五次計画を策定する。

2 目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であることから、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する。

3 計画期間

令和6年度~令和10年度

4 第五次計画策定体制

「神奈川県子ども読書活動推進会議(県図書館協会、県PTA協議会など15機関・団体等)」において、策定に向けた検討を進める。

5 第五次計画(素案)の概要

(1) 構成

第1章 子どもの読書活動をめぐる動向

第2章 第四次計画期間における取組の成果と課題

第3章 第五次計画の基本的な考え方と推進体制

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

(2) 基本的な考え方

ア スローガン

「 友のように いつも そばに 一冊の本を 」 ~本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを 大切に~

イ めざす子どもの姿

- (ア) 本との出会いを楽しみにする子
- (イ) 本から学び、知ることの喜びを感じる子
- (ウ) 本から感じ、思いやりの心を養い育てる子
- (エ) 本を糧とし、自立した人間として生きる力につなげる子
- (オ) 本を生活に活かし、社会とかかわる子

ウ目標

第四次計画で設定した、「平日の一日の読書量が10分以上の子どもの割合を小学生69%、中学生53%、高校生30%」という目標は、いずれの学校段階でも達成できなかったが、コロナ禍の影響も考えられることから、第五次計画においても継続し、社会状況の変化に対応した取組を加えていくことで、上昇を目指す。

工 基本方針

- (ア) 子どもが読書に親しむための環境づくり
- (イ) 子どもが読書に親しむことを支える人づくり
- (ウ) 子どもが読書に親しむための情報収集・発信

(3) 計画推進のための取組

基本方針ごとに、「家庭」、「地域」、「学校等」、「専門・関係機関及び団体等」における読書活動推進のための取組を整理する。

ア 重点取組

- (ア) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (イ) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (ウ) 子どもの視点に立った読書活動の推進

イ 具体的取組

第五次計画の目標を達成するため、具体的な取組を定め、推進する。

6 県民意見募集について

第五次計画(素案)については、令和5年12月中旬から30日間の期間で県民意見募集を実施する予定であり、寄せられた意見等を踏まえて「第五次計画」(案)を作成する。

7 今後の予定

令和5年12月 県民意見募集を実施

令和6年2月 「第五次計画」(案)を県子ども読書活動推進会議で検討

3月 「第五次計画」(案)を文教常任委員会に報告

「第五次計画」(案)を教育委員会会議に報告の上、決定